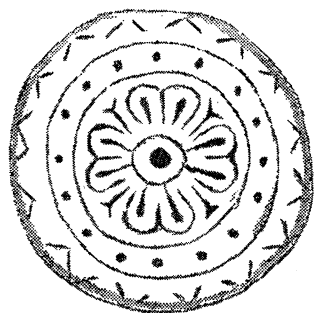


平城宮跡

第五次発掘調査報告

昭和36年 3月



奈良国立文化財研究所

本文

平城宮跡第4次発掘調査終了報告

特別史跡「平城宮跡」の第4次発掘調査は、昭和35年11月21日に始め、36年2月3日に全調査を終了、以後埋め戻し作業を実施して、3月10日に完了した。

今回の調査地域は、奈良市佐紀町字寺前、通称一条通の北側にあたり、第4次調査地域と道路をへだてた東側の一面で、平城宮全域からみると、朱雀門の正北方から東にかけての部分となる。

発掘調査面積は477¹/₂アール、発見の建物遺構は9棟。いずれも掘立柱の建物を主とし、その他に溝や、土器類、木簡などを埋めた特殊な堅塙がある。これらの遺構はたがい上下に重複しているために、層位ならびに掘立柱の掘方の切り合いなどを検討して、その造営時期の先後を決定した。この結果、この地域には少なくとも八回にわたって造営があつたこと、それが第4次までの調査の結果と符合して、総合すると前後四回にわたる造営が認められることになった。さらに、今回の調査では、記年銘のある木簡の発見により、これら遺構の造営順序の一点に絶対年代を与えることが可能となった。

以下、これまでの特に第4次の調査結果と対比しながら、これらの遺構を造営の順に従つて区分し、記述する。

〔I群〕 調査地域の中央や、南よりに、東西に走る巾約1mの浅い溝の存在した時期である。この溝は、底にわずかしら流砂をとどめず、溝としての存続期間は長くなかつたものと考えられる。第4次調査のI郡の南の溝は、この溝の西への延長にあたる。これまでの調査では

今のところこの時期に造営された建築遺構は検出されていない。

〔Ⅱ群〕 Ⅰ群の溝を埋立て、同時に調査地域の東半に、厚さ5m程度の土盛りが行われた時期がある。この土盛りによる整地面に、1棟の建物が造営されている。建物は東西2間（柱間各約3m、天平尺10尺）、南北6間以上（柱間各約3m、10尺）で、南限は未調査地域にある。層位的関係からすると、第4次調査の第Ⅱ遺構群と同一時期のものと考えられる。

〔Ⅲ群〕 第4次調査でⅠ群に属すと考えた北よりの溝の東延長部を、今回の調査地域でも発見したが、層位的関係から次に行われた盛土以前、Ⅱ群建物以後に掘ったものであることが判明した。この溝は、このうち第Ⅶ遺構群の時期まで存続する。

〔Ⅳ群〕 ふたたび全地域に土盛りが行われているが、この土盛りは、第4次調査地域の第Ⅱ・第Ⅲ遺構群のあいだに行なわれた土盛りに一致する。ところがこの整理面にはいくつかの堅塩がうがたれていて、うち発掘地中央附近に位置する堅塩は、東西約4m、南北約6m、深さ約15mで、底に厚さ約40cmの土器片や自然遺物を多量に含んだ推積層がある。後述する天平宝字六年銘の木簡を発見したのがここである。

この塩と同時期と推定される建物は、発掘地東限に一部分を検出した2棟で、北のものは南北2間（柱間各約3m、10尺）で東西に長いもの、南は柱間10尺の廂部分のみで、いずれも大部分が未発掘地域にのびている。このⅣ群は、第4次調査の第Ⅲ遺構群と一致するものとみられる。

〔Ⅴ群〕 Ⅳ群の塩を埋没後、4棟の建物が造営された時期である。発掘地中央附近には、南北に長い2棟があり、北の建物は東西2間、南北々間（柱間約3m、10尺）で、南の建物も同規模であるが、その南の大半が未調査地域にある。他の2棟は調査地域の東限にⅣ群建物

重複して検出されたもので、北の建物は、南北2間（柱間各約3m10尺）で東西に長く、南の建物は南北に4間分の柱があるのみで、その他は不明である。これらの遺構は、第4次調査の第IV乃至第V遺構群に一致するものと思われる。

〔VI群〕 この群に属すべき遺構は、今回の調査地域で発見しなかったが、第4次調査の第V遺構群に相当する時期である。

〔VII群〕 梁間2間、桁行5間（柱間各約24m118尺）の身舎に、12尺の北廂と10尺の南廂をつけた建物で、他の建物と違って、深さ50cm程度の堀方内に、約40cm角程度の上面の平らな不整形の石を礎板風に据えている。第4次調査第6遺構群とほぼ同時期であろう。

〔VIII群〕 以上の建物の発見後、再度厚さ55cmの土盛りが全域に行われている。この整地面を切つて中央西上に、南北に1列にならぶ柱間各約3m10尺の掘立柱の掘方があつて調査地域内では4本を確認している。第II次調査地域の東よりで検出した2列の南北柱列と同じく、柵様の遺構であろうが。

〔IX群〕 第2次調査で検出した2列の南北柱列の西列の群であるが、今回の調査ではそれに相当するものがなかった。むしろVIII群の南北柱列が、第2次調査地域のこの時期まで存続していたのではないかと考えられる。

〔X群〕 VIII群の掘立柱列掘方の上面をけつてうがたれた土器溜か、柱列をいと発掘地西限の道路ぎわに添って、南北に長くのびている。道路ぎわのものは北では道路下に入っている。第4次調査概報で第9遺構群としたものは、順序から云うとこのX群に属すが、むしろIX群と同時期とすべきであろう。

以上の他にⅧ群柱列の西に、東西之間（柱間約27m119尺）、南北之間（柱間各約3m110尺）の掘立柱の建物がある。層位的にはⅣ群以後Ⅶのものであるが、そのいずれに属すかは不明である。

〔遺物〕　まずあげるべきものは、第Ⅳ遺構群の堅垣から発見した木簡である。木簡は細片を含めて計8点、そのうち記年銘のあるものは4点である。この垣内からは他に土器片、木片、クルミ、トチの実、柏の葉などを多量に発見、土器にも墨書のある土器が三个体あった。これらの遺物の出土状態から、この垣は短期間の不甲物の捨て場であつたとみられる。Ⅹ群の土器溜からも、多量の土器器、須恵器片を発見、うちには淡緑紺の高台付埴片が3個体分あつて、高台うらに「夫」の刻字のあるのがある。瓦類の出土は、主として北溝および床土中からで、軒丸瓦30個、軒平瓦36個をかぞえ、うちには修理職の「修」字を中央に配して、両側に雲文を配した軒平瓦があり、Ⅹ群の土器溜から発見した。

以上が今回の第5次発掘調査の概要であるが、これを通観して注意される二三をあげると、天平宝字六年を主とする記年銘の木簡の発見により、Ⅳ群以後の造営の上限が定められ、これまでの調査によつて検出された多数の建物遺構のほとんどが、奈良時代末20年余の造営にかかると判明したのにならして、それ以前にも当然造営の想定さるべき建物の遺構が、極めて少数しかこの地域に検出されていないことである。しかしこの問題については、天平宝字年間以前の建物の有無を確認するために、より広範囲の発掘調査を必要とするから、今後にもたねばならない。第二は遺構から復原される建物の機能や性格について、木簡が重要な手懸りを提供したこと、とくに記銘の内容や出土状態からこの地域の遺構が、食料関係の仕事を掌つた宮

内省の大膽振および大炊寮所属の建物と推定されることである。

最後に今回の調査でとくに痛感したことは、

(イ) 人夫出勤数の減少である。これは藤田前所長の逝去、十二、一月という時期と天候にもよつたが、奈良周辺での土木事業の盛行による高賃金のための人夫移動の頻繁さが原因の一つでもあること。

(ロ) 井戸枠、木簡などという有機質の遺物は、空気にふれるに従つて刻々に状況変化をおこす。写真撮影、実測、セラチンによる空気遮断という応急措置はとつたものの、原形と墨書を保存するとすれば樹脂硬化などの措置をとらねばならぬが、その対策は発掘ごとのおびただしい遺物の事後処理（調査員は発掘中も応急を要するものを夜業で処理する）とあわせて、設備の拡充整備、人員の補充といった形で、可及的はやく善処せねばならぬこと、などである。

〔木簡〕 その形態によつてほぼ皿形式に分類される。

(A) 短冊形のもの。

(B) 紐で括り附けるため、上又は上下端左右に切込みのあるもの。切込み部に紐の痕跡が認められるものがある。

(C) 下端を尖らせたもの。

(D) 小木片。上下が切損して原型の不明なものおよび一度使用した木簡を再度利用のため、文字の一部分を削り落した木屑と考えられるものがある。

右の中でA形式のものは主として小豆、酢、菜端、常食（飯、火などの物資の支給を求めた伝票とも言ふべきもの。B、C形式は主に物資につけられていた木札で、B形式は紐で括りつけ

C形式は突差したものの。形式に二種類あるのは貢進乃至保管の際の包装方法の相違によるようである。

「寺請 小豆一斗……」の木簡には、「竹波命婦」の名が見え、裏には「三月六日」とある。これは続日本紀にもしばしば見える筑波巫女生生連(のち宿禰)小家主女のことである。天平宝字六年五月廿三日、孝謙上皇は淳仁天皇と隙あつて、法華寺に入られたが、七年にもなおとどまつていられたようである。したがつて、「寺請」の寺は法華寺、三月六日は七年のこととみられる。出土木簡中、年号のあるのはすべて天平宝字六年前後である。又「大豆二升直女二文」とあるものも見えるが、天平宝字年間の大豆の値の上昇傾向から推して、これも天平宝字七年三月乃至八年三月の間のもつと考えられる。

次に「紀伊国日高郡財郷……」木簡の「日高郡財郷」は、和名抄の日高郡財部郷のことであり、裏面年号の上に、「三十」と読めるのは、おそらく「三斗」であろう。賦役令にいう正丁一人の調の塩は三斗であるから、これは矢田部益占一人分の調塩につけられたのであろう。又「胡桃子」につけられていた木札については、延喜式に甲斐国中男作物として胡桃油が載せられている。或は天平宝字年間には油としてではなく、胡桃そのもので納められていたのだろうか。「一古」とあるのは一籠の意であろう。

このほか万葉仮名でしるされた墨書もあり、貢進の物資名には賦役令に一致するものがあるが、なお読みがたいものもあつて、今後の調査にまつこととしたい。

天子ハニ字六年十月

6AB0
BH80
R-011

甲ノ案部部叙後胡ノ子古

二十 天字字智 一年十月

北洋園日高初賦 戶 矢田部益古調始

6AB0
BH80
R-001

淨通 敷志其所 請菜端事

6AB0
BI80
R-007

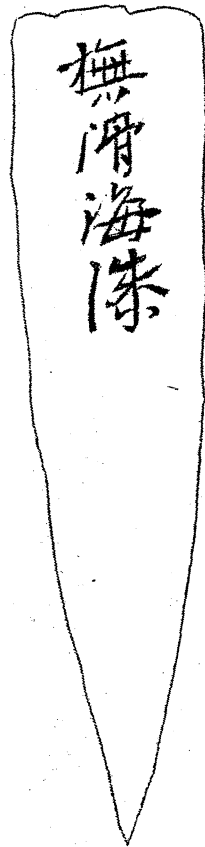
守 事

6AB0
BI80
R-019

又冬有言 受如伴 副飯亭之

許常人食朝夕并三十

6AB0
BI80
R-006



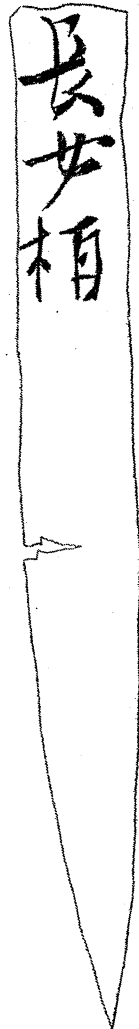
6AB0
BI80
R-024



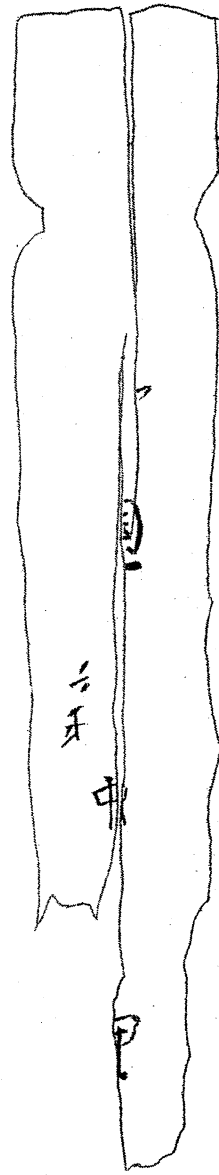
6AB0
BI80
R-022



6AB0
BI80
R-013



6AB0
BI80
R-004



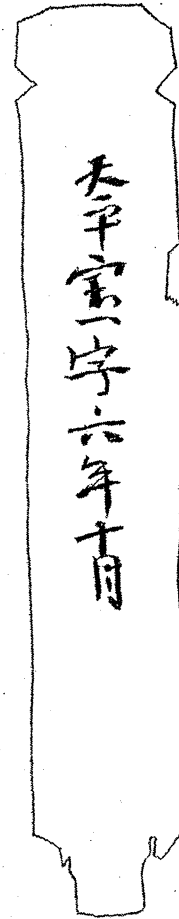
6AB0
BI80
R-015



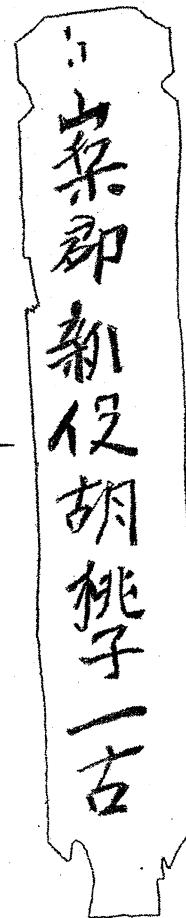
6AB0
BI80
R-011



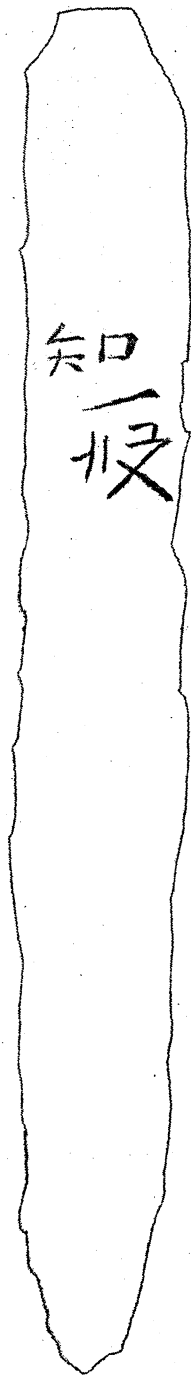
6AB0
BI80
R-018



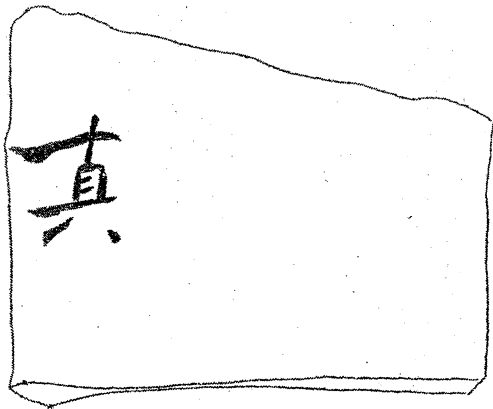
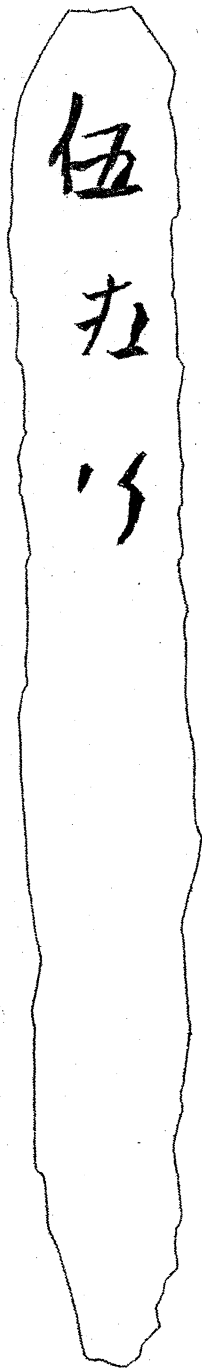
6AB0
BI80
R-012



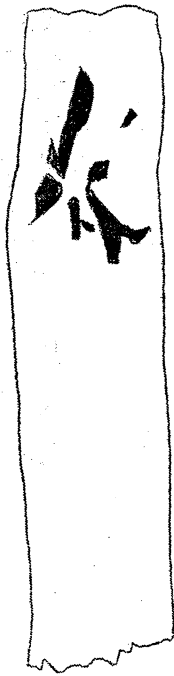
6AB0
BI80
R-012



6AB0
BI80
R-003



6AB0
BH80
R-007



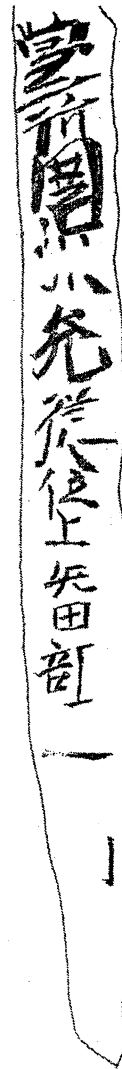
6AB0
BI80
R-008



6AB0
BH80
R-003



6AB0
BI80
R-005

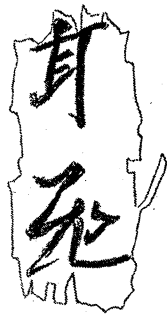


6AB0
BH80
R-002



6AB0
BI80
R-028

平城宮跡第5次発掘調査出土木簡木札 (4)



6AB0
BI80
R-023



6AB0
BI80
R-020



6AB0
BJ80
R-016



6AB0
BH80
R-007



6AB0
BH80
R-005



6AB0
BH80
R-004



6AB0
BI80
R-025



6AB0
BI80
R-010



6AB0
BH80
R-010



6AB0
BI80
R-026



6AB0
BI80
R-021



6AB0
BI80
R-017



6AB0
BI80
R-014



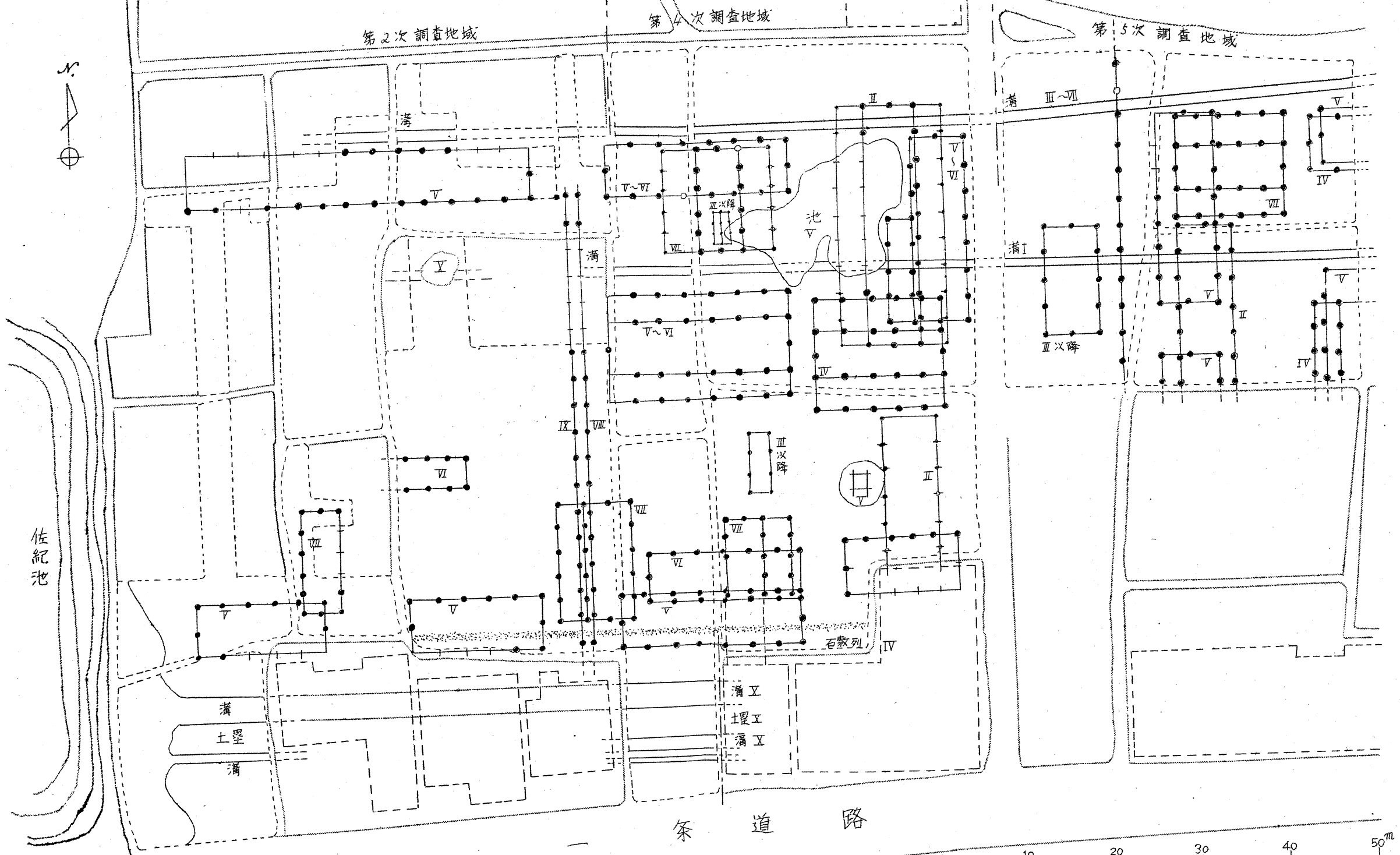
6AB0
BH80
R-006



6AB0
BI80
R-027

平城宮跡 昭和34・35年度発掘成果図

(1:500)



I~Xは遺構の変遷順位を示す。